

「住まい」について

松下理念研究部長 佐藤 悌二郎

このシリーズでは、ここ数回PHP用語の意味内容や淵源を探ってききましたが、今回は少し趣を変えて、シリーズタイトルに相応しい『新発見』を取り上げたいと思います。

拙著『松下幸之助 成功への軌跡』(以下『軌跡』)は、松下幸之助の考え方がどこに源を発し、どのように形成されてきたのかを辿ったものですが、併せて、不明な点や矛盾する点を明らかにすることも一つの大きな狙いでした。ところが、不明のまま残った点がまだまだかなりあったわけですが、そこで、引き続き調べているのですが、一方で、『軌跡』を読まれた方からいろいろな情報やご指摘をいただいています。今回はそれをご紹介しましょう。

ソケット製造に着手した場所

大正六年六月、大阪電燈を依願退職してソケットの製造準備に入ったとき、松下は『猪飼野』の借家に住んでいたと書いています。しかし、松下がいつそこに移ったのか、そして猪飼野のどこに住んでいたのか、その正確な日付と場所は特定できていません。

ところが、この件に関して、『軌跡』を読まれた、現在その近くに住んでおられるA氏から、再三、手紙と電話をいただき、多くの新情報とご指摘をいただいたのです。ここでは、その中から「ソケット」のご紹介したいと思います。

『猪飼野』は現在の大阪市鶴橋と今里の中間辺りの旧名称「下図の斜線部分」で、今は町名としては残っていません。松下が住んでいた当時は、大阪府東成郡鶴橋町大字猪飼野といました。『松下電器 社史年表』では、「幸之助 自ら考案のソケットの製造を決定し、東成郡現生野区(猪飼野の借家でその準備に着手」とあります。そこで、『軌跡』でも、それをそのまま採用し、「現・大阪市生野区」としたのですが、それに対してA氏が疑問が呈されたのです。

A氏によれば、猪飼野は、正確にいうと、近鉄奈良線で東成区(北側)と生野区(南側)に分断され、東成区も少し入っている。従って

生野区だとは断定できず、東成区の可能性もある、否、東成区のほうがむしろ可能性が高いように思われるというのです。

それはなぜか。その根拠として、A氏は、松下がいた大正六年当時の状況を挙げておられます。A氏によれば、当時の猪飼野は、まだ田んぼばかりの状態で、大正八年に耕地整理が始まってから家が



建ち始めたそうです。つまり松下がいたのは耕地整理の直前であり、人家がばらばら建てていたか、たまたま松下が借りていたところだけが建てていた状態だったと考えられる。しかもある程度人家が固まって建てていたところは除外して耕地整理がなされている、ということから判断すると、松下の家はその耕地整理の区域外にあったと考えられる。そして東成区に入っている部分がいまその耕地整理から除外されていた区域「I」だった。従って、東成区のほうが確率が高いといっわけです。

それとも一つ、なぜそついでかといっわけについて、A氏は当時の鶴橋の停留所(現・近鉄鶴橋駅)は、現在の位置より少し東側にあったが、その停留所から歩いて猪飼野に入らうとする、旧平野川を渡らなければいけなかったことを挙げておられます。すなわち、川の東側にあった猪飼野に入るには、必ず橋を渡らなければならない。そして、その橋はどこかと考えたとき、東成区に位置する「亀之橋」(口)という橋を渡った公算が強い。というのは、亀之橋以外の橋は、耕地整理以後に架けられた橋で、松下が住んでいたときには存在しなかったからである。しかも亀之橋の周辺は早くから開けた場所であった。といったことから、A氏は、松下が住んでいた場所を生野区とするのは速断ではないかと指摘されたわけです。ちなみにA氏は、近鉄奈良線の北側、現町名でいうと、東成区玉津二丁目あたりが、一番可能性としては高いのではな

いかと推定しておられます。

住まいの変遷

この他にも、A氏からはいろいろな情報が寄せられています。例えば、松下は「私の行き方考え方」で、十六歳から二十歳で結婚するまで、金山という会社の同僚の家に下宿していたと書いていますが、A氏の調べによれば、金山氏は、名前を乾治といい、明治二十五年生まれであることがわかったといっわけです。

しかも金山氏の家は、現在の東成区玉津三丁目、すなわち松下が独立時に住んでいたと思われる所の近くにあったことが、そこにあった金山氏の家を買った人の証言からわかったそうです。もともと、そこが松下の下宿していた家かといっわけ、違つようです。

なぜなら、その家を買った人に、金山氏は、松下さんは舟橋町「八」(天王寺区)で二階借りをしていたと語っていたといっわけです。つまり、もし玉津三丁目下宿していたのなら、金山氏は、ここに下宿していたといっわけは、まずです。

では、舟橋町にいたのはいつのことなのか。大正四年九月に結婚したとき、松下は二階借りをしたといっわけです。そのときだと考えられます。しかし、むめの夫人によれば、結婚したときの住まいは、勤務先の高津営業所「二」に歩いて十分程で行ける所だったといっわけです。時間的に舟橋町はやや無理があります。通勤時間からすれば、結婚時の住居は、大正五年にソケットの実用新案特許を出願されたときの住所、東区東平野町四丁目百十番地「ホ」のほうが可能性が高いと思われれます。

それでは、舟橋町で二階借りをしていたといっわけ金山氏の話は嘘なのか、といっわけ、そうともまた断定できないようです。というのは、舟橋町の南に隣接する東上町「ハ」の東上湯に松下がよく入り来たといっわけ、戦前、東上湯の近くに住んでいた人の証言があるからです。

この辺りのことについては非常にややこしく、とてもこの紙面では説明できません。また機会を改めてご紹介したいと思います。このような熱心な方がおられ、そついでの方からいろいろな情報やご指摘をいただくことで、不明な点が明らかになったり、また、あらゆる事柄に対して、そのまま鵜呑みにせず、自分で確認してみることの大切さを改めて教えられたりしているのです。あまりにマニアックに過ぎると思われるかも知れませんが、「こついで」A氏のような方や、そのこだわりについては、これからも大切にしていきたいと思っています。